

提言に関わる事業の取り組み状況（主要部分・抜粋）

① 発達障害児者支援の連携の強化による切れ目のない支援の実施

- * 支援機関の専門分野を活かしたネットワーク構築による支援の向上
- * 庁内各部署（福祉局・こども家庭局・教育委員会等）の連携強化
- * 課題ごとに解決方法を検討する機会の設置
- * コロナなどの感染症拡大や災害発生時における支援の継続と、発達障害特性により現れる様々な課題の把握と確実な対応

- ・ 発達の気になる子どもの相談支援機関について役割の整理を行い、支援者や市民向け周知のため神戸市ホームページに「子どもの発達に関する相談」を追加し、関係機関の支援者には研修や会議等を通じて、相談支援機関の役割について周知
- ・ 区自立支援協議会（障害福祉の関係者による連携及び支援の体制に関する仕組みについて中核的な役割を果たす協議を行うネットワークの場）において、個別のケース支援から地域課題を分析・抽出し、各区の実情に応じた地域課題の解決に向けた取り組み
- ・ 就労支援関係機関（しごとサポート）との定期的な連絡会議における積極的な情報提供や、ジョブコーチ（高齢・障害・求職者雇用支援機構）との連携
- ・ 福祉局、こども家庭局、教育委員会による実務者レベルの連絡会議等による連携強化
- ・ 健康局精神保健福祉センターにおける「思春期専門相談（家族を対象とした精神科医相談）」

（令和4年度の取り組み）

- ・ ハローワーク主催の研修や地域支援マネージャーによる市立高校（通級教室）への巡回支援を通じて、高校生への修学支援を強化
- ・ オンラインプラットフォームを利用した大学生支援の開始（バーチャル空間における教職員向け相談会等を通じた修学・就労支援）
- ・ 令和4年6月より親の会へ委託し、思春期青年期居場所「ヒュッケ」を開設。月3回の当事者居場所のほか、親の会のスタッフ、専門員による家族支援も実施
- ・ ひきこもり支援室における当事者居場所を令和4年10月より月2回開催。（実際に参集とバーチャル空間を活用したオンライン開催を組み合わせ実施）
- ・ 健康局精神保健福祉センターにおける「依存症専門医師相談（ネット・ゲーム依存、ギャンブル依存等の専門医師による相談体制）」

（令和5年度の新たな取り組み）

- ・ 療育センター・こども家庭センターの待機期間短縮を図るとともに、保護者の不安を軽減し適切な支援先へ早期につなぐため、「こべっこ発達専門チーム」を新たに発足【別途説明】
- ・ オンラインプラットフォームを利用した大学生支援として、定期相談会に合わせテーマ別講習会を実施。
- ・ ひきこもり支援室との事業間連携として、ひきこもり支援室で継続支援中の発達障害がある方が、発達障害者支援センター事業（家族のコミュニケーションスキルアップトレーニング）を、発達障害者相談窓口でひきこもり状態にある方を支援する相談員が、ひきこもり支援室事業（ひきこもり家族教室）を

受講することで、より効果的な支援を図るとともに、支援者同士の相互理解を深めた。

- ・発達障害者の就労支援として、就労に特化した当事者向け講座（全4回）及び保護者向け講座（全5回）を開催
- ・相談支援体制を拡充しセルフプラン率を下げるため、特定相談支援事業所等への人材確保支援費補助事業（拡充）、勤務5年以内の相談支援専門員を対象とした定着支援補助事業（新規）、新規で障害児相談支援を提供した事業所への障害児相談支援促進補助事業（新規）を実施【別途説明】

② 個人に関する情報を関係機関が共有するための仕組みづくり

- *各関係機関で把握している情報と、必要としている情報を明確にし、個人情報保護に留意しながら、必要な情報を共有する仕組みづくり
- *検査成績・結果などのデータについて、ICTの導入を含め、本人や保護者が、必要な時に必要な情報を取り出せる仕組みづくり

- ・市療育ネットワーク会議「就学前の発達の気になる子どもの支援体制検討会議」での継続的实施
- ・令和3年度より開始した障害児通所支援事業所への巡回支援事業の中で、「ネットワークプラン」を活用した学校との情報共有、連携の方法等を紹介
- ・平成19年度作成の神戸市版「サポートブックこうべ」を、令和3年度に、記入様式にチェックボックスを増やすなど他都市での好事例を参考に、関係者の意見も取り入れて改訂。PCで直接入力できるExcel版を神戸市HP上に掲載。

(令和4年度の取組み)

- ・「特別支援教育相談センター」による個別の就学相談、教育相談開始。個別の就学相談の申込みから就学先への情報提供の仕組みを構築。(保護者承諾による情報連携、個別の教育支援計画「ネットワークプラン」作成)
- ・令和4年度から、改訂後の「サポートブックこうべ」での保護者向け研修のほか、児童発達支援センターの支援者向け研修を実施し、普及啓発を図るとともに、教育委員会の「ネットワークプラン」との連携についても、課題整理中

(令和5年度の新たな取組み)

- ・サポートブックの普及啓発として、保育所(園)や幼稚園等で発達の遅れが気になる子の保護者へ対象を拡充し、各区役所にて、保護者向け講座および支援者向け講座を開催。教育委員会の就学前相談(ネットワークプラン作成時)での情報活用について、研修資料に追加。

③ 支援に関する情報を市民及び関係機関に提供するための仕組みづくり

- *発達障害者支援センターのネットワークを生かした、様々な支援の取り組みについて情報を集約する仕組みづくり
- *集約した情報を、提供先別に、きめ細かに提供し、確実に受け止められる仕組みづくり

- ・子どもの成長・発達に不安があるときに相談できる窓口などの情報を市HPに掲載。
- ・市医師会協力による、医師を対象とした「かかりつけ医等発達障害対応力向上研修」の情報周知

- ・講演会や講座、出前トーク等への参加者属性に応じた、行政支援、関係する社会資源の情報提供（令和4年度の取組み）
- ・「子どもの発達の相談・発達障害の診療を行う実施医療機関」を市HPにて公開（R4.4）
- ・障害児通所支援事業のご案内（パンフレット）の作成
- ・市内の障害児通所支援事業所のうち、アンケート回答があった約180事業所の情報「障害児通所支援事業所ガイド」を市HPにて公開（R4.11）。
- ・就労移行支援事業所に対し、令和4年度から、就労後6ヶ月間の定着支援等アフターケア内容や6ヶ月間の定着状況、その間に離職した場合の原因などについても調査

（令和5年度の新たな取組み）

- ・教育委員会「すぐーる」や、こども家庭局のプッシュ型通知「ここならチャット」（令和5年11月～）などの広報ツールも積極的に活用

④ 人材育成の取組み

- * 支援機関の職員に対する、研修や啓発、巡回指導等の適時実施、及び受講者が、広く地域の支援者に対し、スーパーバイズできる研修体系づくり
- * 支援者間で自発的に意見交換し、相互にレベルアップできる機会の提供
- * 市における、発達障害についての理解や支援についての知識を備えた職員の育成と発達障害児者支援の質の維持

- ・児童発達支援事業所、放課後デイサービス事業所の急増に対応し、事業所の質の向上を目的とした「合同一斉研修（行政による制度の情報提供、外部講師による講演等）」、「巡回支援（作業療法士等の専門職からの支援方法の助言、指導）」を実施
- ・全事業所を対象とした、「運営責任者向けリスクマネジメント、虐待、不適切ケア防止の取組みについての研修」、「適正な報酬請求事務、虐待防止等についての集団指導（説明会方式）」を実施
- ・市職員、福祉事業所従事者、支援者等の研修実施。（発達障害支援者基礎研修、発達障害支援者専門研修、精神保健福祉従事者研修、精神保健福祉支援者研修等）

（令和4年度の取組み）

- ・「巡回支援」での助言、指導内容等をまとめた「巡回支援事例集」を市HPへ掲載
- ・事業所の適切な運営支援のため、運営の基準や注意点等について分かりやすく解説した「放デイ運営フォローアップ～ハウデイノトリセツ～」を市HP上に連載開始。（R4.5～全10回）
- ・市療育ネットワーク会議「児童発達支援センター連絡会」にて、令和6年度児童福祉法改正「児童発達支援センターの役割・機能強化」を踏まえた、職員研修と意見交換を実施。センター相互でノウハウを共有し、地域支援を担う人材育成を図る。

（令和5年度の新たな取組み）

- ・運営の基準や注意点等について分かりやすく解説した事業所向け書籍「ハウデイノトリセツ」を出版
- ・神戸市地域障害児支援体制強化事業（モデル実施 R5.10～）
児童発達支援センターが中核的役割を担う機関として、その役割が果たせるよう機能強化を行うとと

もに、地域全体で障害児に提供する支援の質を高め、障害児の支援体制の強化を図ることを目的とし、市内の障害児通所事業所等への研修や情報交換会等を実施する。【別途説明】

- ・ペアレントメンター事業を充実させるため、親の会が参画する研修会・検討会を開催

⑤ 発達障害に対する理解の促進

- * 講演会や研修、車内広告や ICT など広報媒体の利用など、広く市民に発達障害の気づきや理解を進めるための取り組みの実施
- * 障害者差別解消法に定義された合理的配慮について正しく理解する機会や助言する機会の提供
- * 発達障害児者に関わるすべての市の職員に対する啓発の充実

- ・ 障害理解促進のための展示企画として、発達障害に関する啓発パネル展示等（さんちか夢広場にて）
- ・ 世界自閉症啓発デー（4/2）や発達障害週間（4/2～8）に合わせて、パネルやポスターを展示（さんちか通路、アドウィンドー、生涯学習センターにて）
- ・ 障がい啓発ポスター作成。こころのバリアフリー浸透のため、市交通局と福祉局による共同事業で民間公共交通事業者の協力のもと掲出
- ・ 市商工会議所の情報誌へ障害者差別解消法に関する記事掲載
- ・ 障害者差別解消法に関する啓発ポスターを市立学校園に配布
- ・ 市職員対応要領の策定、階層別研修での周知
- ・ 市広聴事業「出前トーク」でのメニュー化、実施
- ・ 全職員閲覧の「人権シート」に発達障害を理解するための記事を掲載
- ・ オンラインを活用したオンデマンド配信を導入した発達障害講演会開催

（令和4年度の取組み）

- ・ 障がい啓発ポスターを市内における医療機関（病院・診療所・歯科医・薬局等）に掲出
- ・ 市と神戸新聞社が共同で、障害者週間初日における神戸新聞への啓発記事「発達障害者相談窓口について（大学生への支援）」を掲載（R4.12.3）

（令和5年度の新たな取組み）

- ・ 新デザインのヘルプマーク啓発ポスター・チラシを作成し、各区役所・支所や障害者相談支援センター、市営地下鉄・市バス、関係団体等に展開【別途説明】
- ・ パートナーとのコミュニケーション講座を、発達障害者相談窓口を利用中の方だけではなく、支援に繋がっていない方も対象（広報こうべで募集）に拡大して実施（R6.2）

【提言に関わる事業の取り組み状況について】

●発達障害児者支援の連携の強化による切れ目のない支援の実施

提言	支援機関がそれぞれの専門分野を活かしたネットワークの構築
ご意見	<ul style="list-style-type: none"> ○総合療育センターとこども家庭センターのミッションの明確化 ○各療育センターでの勉強会の開催 ○支援機関の得意分野を活かしたネットワークづくり ○セルフヘルプで実施するSSTの実施と市内大学の保健室との連携 ○大学の教職員との連携強化 ○大学・就労機関・ケースワーカー・教師の連携強化 ○各関係機関が専門分野を活かし、連携して支援を進めていく仕組みづくり ○発達窓口・しごとサポート・ジョブコーチの連携による就職後の現場の理解や環境整備、管理者の啓発
取組状況	<p>【こども家庭局家庭支援課】</p> <p>○総合療育センターとこども家庭センターのミッションの明確化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和2年度に、神戸市療育ネットワーク会議「就学前の発達の気になる子どもの支援体制検討会議」での意見を踏まえ、発達の気になる子どもの相談機関・支援機関について役割の整理を行った。 ・令和3年度以降は、支援者や市民向けに周知を行うため、神戸市ホームページに「子どもの成長・発達に関する相談」ページを追加するとともに、関係機関の支援者に対し、相談機関及び支援機関の役割・機能について、研修会や会議等の機会を通じた周知を行っている。 <p style="text-align: center;"> https://www.city.kobe.lg.jp/a86732/kosodate/sodan/consult/hattatusodan.html  </p> <p style="text-align: center;">ホーム > 子育て > 相談・窓口・施設 > 子どもの成長・発達に関する相談</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和5年度に、療育センター・こども家庭センターの待機期間短縮を図るとともに、保護者の不安を軽減し適切な支援先へ早期につなぐため、「こべっこ発達専門チーム」を新たに発足した。 <p>○各療育センターでの勉強会の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・療育センターと他機関との連携 <p>保育施設や特別支援学校、相談支援事業所等を対象とした施設見学会や研修会を実施し、支援方法に関する情報提供や意見交換を行っている。</p> <p>【福祉局障害福祉課】</p> <p>○発達窓口・しごとサポート・ジョブコーチの連携による就職後の現場の理解や環境整備、管理者の啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> ・しごとサポートと発達障害者支援センターとの連携 <p>定期的に情報共有のための連絡会議を開催。また、各地域単位においても各発達相談窓口が開催する支援会議にしごとサポートが参加し連携を深めている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ジョブコーチとの連携 <p>ジョブコーチ支援を実施している高齢・障害・求職者雇用支援機構とは、必要に応じ個々のケース対応において連携している。</p> <p>【福祉局障害者支援課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・区自立支援協議会 <p>各行政区内の障害福祉の関係者による連携及び支援の体制に関する仕組みについて中核的な役割を果たす協議を行うためのネットワークの場として各区に区自立支援協議会を設置。</p> <p>個別のケース支援から地域課題を分析・抽出し、各区の実情に応じた地域課題の解決に向けた取り組みを行っている。</p>

●発達障害児者支援の連携の強化による切れ目のない支援の実施

取組状況	<p>【福祉局発達障害者支援センター】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○大学・就労機関・ケースワーカー・教師の連携強化 <ul style="list-style-type: none"> ・就労支援関係機関6者会での積極的な情報提供（相談窓口、居場所づくり、大学生支援等） ・ハローワーク主催の研修や市立高校（通級教室）への巡回支援を通じて、高校生への修学支援を強化 ○セルフヘルプで実施するSSTの実施と市内大学の保健室との連携 ○大学の教職員との連携強化 <ul style="list-style-type: none"> ・オンラインプラットフォームを利用した大学生支援の開始 <p>バーチャル空間を利用して、障害のある大学生の修学・就労支援事業を、研究学園都市周辺大学（10校）を対象として運用開始。令和4年度は対象大学を拡大（22校）し、定期相談会（6回）・大学生イベント（3回）を実施。令和5年度は定期相談会に合わせテーマ別講習会を実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○各関係機関が専門分野を活かし、連携して支援を進めていく仕組みづくり <ul style="list-style-type: none"> ・令和4年6月より親の会へ委託し、思春期青年期居場所「ヒュッゲ」を開設。月3回の当事者居場所のほか、親の会のスタッフ、専門員による家族支援も実施。 ・令和5年度より、ひきこもり支援室との事業間連携として、ひきこもり支援室で継続支援中の発達障害がある方が、発達障害者支援センター事業（家族のコミュニケーションスキルアップトレーニング）を、発達障害者相談窓口でひきこもり状態にある方を支援する相談員が、ひきこもり支援室事業（ひきこもり家族教室）を受講することで、より効果的な支援を図るとともに、支援者同士の相互理解を深めた。 ・令和5年度より、発達障害者の就労支援として、就労に特化した当事者向け講座（全4回）及び保護者向け講座（全5回）を開催。
提言	<p>庁内各部署の役割を明確にした連携強化</p>
ご意見	<ul style="list-style-type: none"> ○こども家庭局が子どもから学齢期を、教育委員会が学童期を確実に支援し、発達障害者支援センターが総合的なまとめ役として支援をつなぐ仕組みづくり ○学校のコーディネーターの専任化 ○相談機関の案内ができる窓口を教育委員会に設置
取組状況	<p>【教育委員会特別支援教育課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○学校のコーディネーターの専任化 <ul style="list-style-type: none"> 文科省への要望を引き続き行っていく。 ○相談機関の案内ができる窓口を教育委員会に設置 <ul style="list-style-type: none"> 令和4年度より総合相談窓口（特別支援教育相談センター）を開設し、個別の就学相談および教育相談に対応。 <p>【福祉局発達障害者支援センター】</p> <p>教育委員会特別支援教育課、こども家庭局家庭支援課、福祉局（障害者支援課、発達障害者支援センター）の3者が連携した支援を行えるよう、実務者レベルの連絡会を隔月開催。</p> <p>現在、就学前後の切れ目のない支援のため、サポートブックとネットワークプランの連携について検討するほか、研修情報の共有、新たな取り組みについての情報交換を行っている。</p>
提言	<p>課題ごとに、関係機関による具体的な解決方法を検討する機会の設置</p>
取組状況	<p>【教育委員会特別支援教育課】</p> <ul style="list-style-type: none"> 文科省への要望を引き続き行っていく。 <p>【福祉局発達障害者支援センター】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発達障害児(者)支援地域協議会における意見収集 ・就労支援関係機関6者会での積極的な情報提供（再掲） ・福祉局・こども家庭局・教育委員会による実務者レベルの連絡会議の開催（再掲）

●発達障害児者支援の連携の強化による切れ目のない支援の実施

提言	<p>コロナなどの感染症拡大や災害発生時における途切れない支援及び、発達障害特性により現れる様々な課題の速やかな把握と確実な対応</p>
取組状況	<p>【こども家庭局家庭支援課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和4年度以降は、療育センターにおいては、新型コロナ感染等の感染防止対策を徹底し、事業を継続。 ・自宅待機期間が長期化する事態となれば、以下の対応は可能。 <ul style="list-style-type: none"> ・療育センター診療所での電話での相談支援等 ・療育センター診療所及び児童発達支援センターにおいて、家庭保育中の児童に対する教材や送付やDVD映像による支援 <p>【教育委員会特別支援教育課】</p> <p>一人一台の端末を活用したオンラインによる学習支援の実施。</p>
取組状況	<p>【健康局精神保健福祉センター】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・思春期専門相談 <p>思春期特有の精神疾患、不登校、ひきこもりなどに関する思春期をめぐる精神保健の問題について、主に家族を対象として相談員（随時）、精神科医（予約制）が相談に応じている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・依存症専門相談 <p>ネット・ゲーム、アルコール、薬物、ギャンブル等の依存症の問題について相談員が随時相談に応じている。また、令和3年度まで実施していた「アルコール・薬物関連医療相談」の対象を拡充し、「依存症専門医師相談」として開催しており、主に家族・支援者を対象として精神科医が予約制で相談に応じている。</p> <p>【福祉局ひきこもり支援室】</p> <p>ひきこもり相談において、発達障害の診断がある人や発達障害特性を有する人が一定いるため、特性理解や特性に応じた社会参加について、発達障害者相談口と連携し支援を継続的に実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ひきこもり支援室における当事者居場所運営（令和4年度新規事業） <p>当事者が知識や経験を共有し問題解決のヒントや共感を得ることにより、学習や動機付け、習慣の獲得を促し、就労等の社会参加につなげる居場所を開始。</p> <p>令和4年10月より月2回開催し、実際に参集とバーチャル空間の汎用ツール「oVice」を活用したオンライン開催を組み合わせて実施。オンラインを活用することで自宅から参加でき、支援者とも緊張せず繋がりがやすくなっている。</p> <p>実績 R4（10月～3月）12回開催 計64名参加（うち、バーチャル空間での開催6回 計35名参加） R5（4月～12月）18回開催 計146名参加（うち、バーチャル空間での開催9回 計71名参加）</p> <p>【福祉局発達障害者支援センター】</p> <p>コロナ禍における、感染拡大防止対策を徹底した相談や事業の実施及びオンライン（オンデマンドを含む）の事業実施への活用。</p>

●発達障害児者支援の連携の強化による切れ目のない支援の実施

提言	その他
ご意見	<p>○本人に継続して関わり、成長に伴った経過をみる仕組みづくり</p> <p>○障害者（障害児）のサービス等利用計画のセルフプラン率を下げる取り組み</p> <p>○生徒個別の関わりについて、医者が学校に連絡すれば、すぐ動ける仕組みづくり</p> <p>○該当する項目の結果で連携先がわかるチェックシートの作成</p> <p>○医者からジョブコーチへ、ジョブコーチから企業へつなぐためのコーディネーターの配置</p>
取組状況	<p>【教育委員会特別支援教育課】</p> <p>○本人に継続して関わり、成長に伴った経過をみる仕組みづくり</p> <p>令和4年度からネットワークプラン（個別の教育支援計画）の様式を改め、個別の就学相談の際に保護者が入力した情報をもとに、ネットワークプランを作成する仕組みを構築</p> <p>【福祉局障害福祉課】</p> <p>○医者からジョブコーチへ、ジョブコーチから企業へつなぐためのコーディネーターの配置</p> <p>発達相談窓口やしごとサポートが、ハローワーク・ジョブコーチなど就労支援機関と連携した支援を行うなかで、必要に応じて、本人同意のもと医療機関とも情報連携するなど、コーディネーター的な役割を担っているところである。</p> <p>【福祉局障害者支援課】</p> <p>○障害者（障害児）のサービス等利用計画のセルフプラン率を下げる取り組み</p> <p>相談支援体制を拡充しセルフプラン率を下げるため、相談支援専門員の増員や定着に向けて下記の取り組みを実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定相談支援事業所等への人材確保支援費補助事業（令和2年度～実施、令和5年度～拡充） ・勤務5年目以内の相談支援専門員を対象とした定着支援補助事業（令和5年度～新規） ・新規で障害児相談支援を提供した事業所への障害児相談支援促進補助事業（令和5年度～新規）

●個人に関する情報を関係機関が共有するための仕組みづくり

提言	各関係機関で把握している本人情報と、必要としている情報の明確化と、個人情報保護に留意しながら、必要な情報を共有する仕組みづくり
ご意見	<ul style="list-style-type: none"> ○小学校と幼稚園、保育園、認定こども園等が連携し発達の気になる子たちの情報共有 ○保育所や幼稚園から、事前に小学校に伝え、就学前健診時に小学校側が就学後の対応について判断を示す仕組みづくり ○小学校と放課後等デイサービス事業所等の情報共有 ○学童保育と保育所や幼稚園、小学校などとの本人の支援情報の連携 ○就学、進学などの移行時に、保護者の承諾のもと、情報を引き継ぐ仕組みづくり ○サポートブックの中に、検査結果など、発達障害児者にかかる支援についての情報をまとめ、ファイルのようにする ○学びの支援プランとサポートブックとの連携 ○個人情報の取り扱いについて情報セキュリティの専門家の助言を取り入れたガイドラインの作成 ○こども家庭センターと医療機関とのプロフィールのデータ共有
取組状況	<p>【こども家庭局家庭支援課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○就学、進学などの移行時に、保護者の承諾のもと、情報を引き継ぐ仕組みづくり ・神戸市療育ネットワーク会議「就学前の発達の気になる子どもの支援体制検討会議」 令和4年度（令和4年12月）に有識者会議にて協議 〈就学時のつなぎ・情報連携について〉 <ul style="list-style-type: none"> ・令和4年度に設置された「特別支援教育相談センター」による個別の就学相談 ・個別の就学相談の申し込みから就学先への情報の流れ（ネットワークプラン新様式を含む） <p>◆療育ネットワーク会議の内容はホームページにて公開（下記URL）</p> <p style="text-align: center;">https://www.city.kobe.lg.jp/a86732/shise/committee/kodomokatekyoku/shuugakumae.html</p> <p style="text-align: center;">ホーム > 市政情報 > 附属機関・有識者会議 > こども家庭局 > 就学前の発達の気になる子どもの支援体制検討会議</p>  <p>【教育委員会特別支援教育課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○小学校と幼稚園、保育園、認定こども園等が連携し発達の気になる子たちの情報共有 ○保育所や幼稚園から、事前に小学校に伝え、就学前健診時に小学校側が就学後の対応について判断を示す仕組みづくり <ul style="list-style-type: none"> ・令和4年度から総合相談窓口（特別支援教育相談センター）を開設し、個別の就学相談および教育相談に対応 ・個別の就学相談の際の相談申込から小学校入学時の情報提供を行える仕組みを構築 ○小学校と放課後等デイサービス事業所等の情報共有 <ul style="list-style-type: none"> 今後も管理職研修等で放課後等デイサービスとの連携について周知予定 ○学童保育と保育所や幼稚園、小学校などとの本人の支援情報の連携 <ul style="list-style-type: none"> 令和4年度からネットワークプラン（個別の教育支援計画）の様式を改め、個別の就学相談の際に保護者が入力した情報をもとに、ネットワークプランを作成する仕組みを構築。学童保育との連携については検討中 ○就学、進学などの移行時に、保護者の承諾のもと、情報を引き継ぐ仕組みづくり <ul style="list-style-type: none"> 引継ぎガイドラインやネットワークプラン活用ガイドブックにより、情報の引継ぎについて具体的に周知 ○学びの支援プランとサポートブックとの連携 <ul style="list-style-type: none"> 様式や記載内容をできるだけ合わせ、学校が活用しやすいものに変更

●個人に関する情報を関係機関が共有するための仕組みづくり

	<p>【福祉局障害者支援課】</p> <p>○小学校と放課後等デイサービス事業所等の情報共有</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個別の教育支援計画（ネットワークプラン）の作成 <p>保護者・教育委員会が一体となり、子どもの障害の状況や医療に関する情報、就学前の効果的な支援の情報などが、就学先に確実に引き継がれるために、個別の就学相談会への申込を起点として、一連の流れをつくっている。</p> <p>なお、障害児通所支援事業所への巡回支援事業の中で、「巡回支援事例集」（令和4年8月作成・公表）にて、放課後等デイサービス事業所においても、ネットワークプランを活用した学校との情報共有・連携の方法等を紹介。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育所等訪問支援 <p>障害のある子どもの地域社会への参加・包括（インクルージョン）を推進するために創設された障害児通所支援で、障害児以外の児童との集団生活の適応のための専門的な支援などを行っている。</p> <p>【福祉局発達障害者支援センター】</p> <p>○サポートブックの中に、検査結果など、発達障害児者にかかる支援についての情報をまとめ、ファイルのようにする</p> <p>○学びの支援プランとサポートブックとの連携</p> <p>平成19年度作成の神戸市版「サポートブックKOBE」を、令和3年度に、記入様式にチェックボックスを増やすなど他都市での好事例を参考に、関係者の意見も取り入れて改訂。パソコンで直接入力できるExcel版を神戸市HP上に掲載。令和4年度に新様式での保護者向け研修のほか、児童発達支援センターの支援者向け研修を実施。令和5年度は、保育所（園）や幼稚園等で発達の遅れが気になる子の保護者へ対象を拡充し、各区役所にて、保護者向け講座・支援者向け講座を開催。サポートブックの普及啓発を図るとともに、教育委員会の就学前相談（ネットワークプラン作成時）での情報活用について、研修資料に追加。連携に向けての課題を整理中。</p> <p>○個人情報の取り扱いについて情報セキュリティの専門家の助言を取り入れたガイドラインの作成</p> <p>本人情報の提供については、障害福祉サービスや相談においてのみ、支援に係る機関に情報提供の同意書（相談においてサービス提供を希望する場合の支援機関に対し）を取っているため、今後、関係機関で検討の上ガイドライン策定が必要である。</p>
<p>提言</p>	<p>検査成績・結果などのデータを、本人や保護者が、ICTの導入を含め必要な時に必要な情報を取り出せる仕組みづくり</p>
<p>ご意見</p>	<p>○発達検査の成績や結果に関するデータについて、保護者など利用者が困らないよう、必要な時にすぐに確認できる仕組みづくり</p>
<p>取組状況</p>	<p>—</p>

●支援に関する情報を市民及び関係機関に提供するための仕組みづくり

提言	発達障害者支援センターにおける情報を集約する仕組みの構築
ご意見	○神戸市の発達障害児者支援事業の在り方の整理と、効果的な実施
取組状況	<p>【福祉局発達障害者支援センター】</p> <p>発達障害者支援センターにおける関係部局で実施している発達支援事業を把握し、より市民や支援者に必要な情報を確実に届けられるようなホームページに改善</p>
提言	集約した情報について、提供先別に、ICTや紙媒体を併用しながら、きめ細かに提供し、確実に受け止められる仕組みづくり
ご意見	<p>○神戸市の発達障害児者支援事業の内容の確実な情報提供</p> <p>○支援の情報を適切にワムネットなどに掲出</p> <p>○研修や事業について、発達障害者支援センターが医療機関に確実に周知</p> <p>○発達障害児者を扱っている医療機関の情報を正しく伝える仕組みづくり</p> <p>○就労移行支援事業所のアフターケア内容や、成功例・失敗例を統計化し情報共有</p>
	<p>【こども家庭局家庭支援課】</p> <p>○発達障害児者を扱っている医療機関の情報を正しく伝える仕組みづくり</p> <p>[発達の相談・発達障害の診療を行っている医療機関]</p> <p>神戸市医師会を通じて、掲載の承諾が得られた医療機関の情報を令和4年4月に市ホームページに掲載し、市民や支援者向けに周知を行っている。</p>  <p>https://www.city.kobe.lg.jp/a86732/iryokikan.html</p> <p>○支援の情報を適切にワムネットなどに掲出</p> <p>[子どもの成長・発達に関する相談]</p> <p>子どもの成長や発達に不安があるときに、相談できる窓口などの情報を市ホームページに掲載</p>  <p>https://www.city.kobe.lg.jp/a86732/kosodate/sodan/consult/hattatusodan.html</p> <p>[障害児通所支援事業所ガイド]</p> <p>市ホームページへの掲載希望があった障害児通所支援事業所の情報を、令和4年11月に市ホームページに掲載</p>  <p>https://www.city.kobe.lg.jp/a86732/kosodate/sodan/consult/shogaijitsushoshien_guide.html</p> <p>【福祉局障害福祉課】</p> <p>○就労移行支援事業所のアフターケア内容や、成功例・失敗例を統計化し情報共有</p> <ul style="list-style-type: none"> ・毎年、就労サービス事業所に対し就職者数等のアンケート調査を実施。 ・令和4年度、5年度と就労移行支援事業所に対し就労後6か月間の定着支援等アフターケア内容や、成功・失敗事例についてアンケート調査を実施。集約結果を移行支援事業所へ情報共有を今後行う予定。 <p>【福祉局発達障害者支援センター】</p> <p>○研修や事業について、発達障害者支援センターが医療機関に確実に周知</p> <p>神戸市医師会の協力による、医師を対象とした「発達障害者かかりつけ医等対応力向上研修」についての情報周知</p> <p>○神戸市の発達障害児者支援事業の内容の確実な情報提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ・講演会や主催講座、出前トーク等への参加者属性に応じて、行政支援、関係する社会資源の情報提供を行う。 ・教育委員会「すぐーる」や、こども家庭局のプッシュ型通知「ここならチャット」（令和5年11月～）などの広報ツールも積極的に活用

●人材育成の取り組み

提言	<p>支援機関の職員に対し、必要な研修や啓発、巡回指導等を適時に行い、研修を受講した者が、広く地域の支援者に対し、スーパーバイズできるような研修体系の構築</p>																					
ご意見	<ul style="list-style-type: none"> ○神戸市の私立幼稚園に対する相談員の派遣 ○かかりつけ医研修のテーマに投薬や検査結果の分析方法を実施 ○職員の責務の明確化と、さらなる自己研鑽との両輪で質の向上に取り組む ○児童発達支援事業所や放課後等デイサービス事業所向けの研修の充実 ○放課後等デイサービス事業所への研修の義務化 ○事業所の運営責任者向けの研修の実施 ○支援機関の評価基準の作成 																					
取組状況	<p>【福祉局障害者支援課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○児童発達支援事業所や放課後等デイサービス事業所向けの研修の充実 ○放課後等デイサービス事業所への研修の義務化 ○事業所の運営責任者向けの研修の実施 ○支援機関の評価基準の作成 <p>・児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所の急増に対応し、事業所の質の向上を目的に、令和元年度以降、合同一斉研修、巡回指導を実施。</p> <p>・虐待の未然防止のため、事業所等に年1回以上の人権擁護・虐待防止研修を義務づけている。</p> <p>また、入所施設の研修担当者（管理者等）を対象に、施設内におけるリスクマネジメントや虐待・不適切ケアを防止するための施設内研修の進め方について、研修を行っている（年1回・オンライン実施）。</p> <p>・全事業所を対象に、適正な報酬請求事務、虐待防止、制度改正内容、過去の処分事例・事故事例・指導事例等について、説明会方式で指導を行っている（集団指導）（年1回程度・オンライン実施）。</p> <p>・事業所の適切な運営支援のため、新たな試みとして、運営の基準や注意点等について分かりやすく解説した「運営フォローアップ」を令和4年5月から神戸市HP上に連載（全10回）し、令和5年度は、書籍「ハウデイトリセツ」として出版した。</p> <p>ハウデイトリセツ出版のお知らせ：https://www.city.kobe.lg.jp/a20315/835316009539.html</p>  <p>1. 合同一斉研修</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業内容 <ul style="list-style-type: none"> 制度の情報提供（行政説明）や、外部講師による講演等により障害児支援に必要な情報を提供。 令和4年度より、事業所間の情報共有・連携促進のため、地域ごとにグループワークを実施。 市内の障害児通所支援事業所を対象に、より多くの事業所が受講できるよう、令和2年度より、オンラインによるライブ配信や録画配信を実施している。 ・令和5年度の実施状況 <ul style="list-style-type: none"> 日時：令和6年1月17日（水）13:30～ ※行政説明と講演は録画配信予定 参加予定：222事業所（会場参加128事業所、録画配信視聴94事業所）（令和6年1月4日時点） ・実績（令和元年度より実施） <table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>令和4年度</td> <td>183事業所</td> <td>（1日、会場実施・録画配信）</td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> <td>171事業所</td> <td>（1日、オンラインによる実施、録画配信あり）</td> </tr> <tr> <td>令和2年度</td> <td>154事業所</td> <td>（2日間、オンラインによる実施、録画配信あり）</td> </tr> <tr> <td>令和元年度</td> <td>179事業所</td> <td>（2日間、会場実施）</td> </tr> </table> <p>2. 巡回支援事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業内容 <ul style="list-style-type: none"> 訪問により作業療法士等の専門職から支援方法等の助言・指導を行う。 全事業所を対象に巡回支援を計画的（令和3～7年度）に実施する。 事業を通じて得られた助言・指導内容等をまとめた「巡回支援事例集」を市ホームページへ掲載。 ・実施状況 <table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>令和5年度（～12月末）</td> <td>52事業所</td> <td>（児童発達支援8事業所、放課後等デイサービス44事業所）</td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> <td>70事業所</td> <td>（児童発達支援4事業所、放課後等デイサービス66事業所）</td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> <td>20事業所</td> <td>（児童発達支援4事業所、放課後等デイサービス16事業所）</td> </tr> </table> 	令和4年度	183事業所	（1日、会場実施・録画配信）	令和3年度	171事業所	（1日、オンラインによる実施、録画配信あり）	令和2年度	154事業所	（2日間、オンラインによる実施、録画配信あり）	令和元年度	179事業所	（2日間、会場実施）	令和5年度（～12月末）	52事業所	（児童発達支援8事業所、放課後等デイサービス44事業所）	令和4年度	70事業所	（児童発達支援4事業所、放課後等デイサービス66事業所）	令和3年度	20事業所	（児童発達支援4事業所、放課後等デイサービス16事業所）
令和4年度	183事業所	（1日、会場実施・録画配信）																				
令和3年度	171事業所	（1日、オンラインによる実施、録画配信あり）																				
令和2年度	154事業所	（2日間、オンラインによる実施、録画配信あり）																				
令和元年度	179事業所	（2日間、会場実施）																				
令和5年度（～12月末）	52事業所	（児童発達支援8事業所、放課後等デイサービス44事業所）																				
令和4年度	70事業所	（児童発達支援4事業所、放課後等デイサービス66事業所）																				
令和3年度	20事業所	（児童発達支援4事業所、放課後等デイサービス16事業所）																				

●人材育成の取り組み

取組状況	<p>3. 地域障害児支援体制強化事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業内容 令和4年6月成立した改正児童福祉法において、児童発達支援センターが中核的役割を担う機関として明確化されており、その役割が果たせるよう機能強化を行うとともに、地域全体で障害児に提供する支援の質を高め、障害児の支援体制の強化を図ることを目的とし、市内の障害児通所事業所等への研修や情報交換会等を実施する。 ・実施状況 令和5年10月よりモデル実施 <p>【発達障害者支援センター】</p> <p>○かかりつけ医研修のテーマに投薬や検査結果の分析方法を実施</p> <p>講師（療育センター診療所）より、検査方法や投薬情報を講義内容に盛り込んだ説明を実施。（R4）</p>
提言	<p>関係機関における支援者が、支援者間で自発的に意見交換して好事例や改善内容を共有し、相互にレベルアップできる機会の提供</p>
ご意見	<p>○事業所間相互でレベルアップを図る仕組みづくり</p>
取組状況	<p>【こども家庭局家庭支援課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・神戸市療育ネットワーク会議「児童発達支援センター連絡会」（事業者連絡会） 令和5年10月に職員研修及び意見交換を実施。「児童発達支援センターの役割・機能の強化」に向けて、児童発達支援センター相互でノウハウを共有し、地域支援を担う人材育成を図る。 <p>【福祉局障害者支援課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各区区立支援協議会（区協議会）において、関係機関等が相互の連絡を図ることにより、課題の情報共有や連携の緊密化等を行っている。
提言	<p>市における発達障害についての理解や支援についての知識を備えた職員の育成</p>
ご意見	<p>○区役所における医師からの相談を受けられる体制整備</p> <p>○行政機関における発達障害についての障害理解や支援についての見識を持った職員を育成し、適所に配属する仕組みづくり</p>
取組状況	<p>【健康局精神保健福祉センター】</p> <p>市職員、福祉事業所従事者、支援者等への研修を実施 （精神保健福祉従事者研修、精神保健福祉支援者基礎研修）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・過去の実施状況 令和5年度：精神医学の基礎知識、精神障害者の地域移行・地域定着支援 思春期の児童・生徒の現状、依存症（アルコール、薬物、ギャンブル、ネット、ゲーム）、発達障害傾向のある人との関わり方・面接技法、対人支援職のためのセルフケア 令和4年度：精神医学の基礎知識、思春期の発達とネット・ゲーム依存、ギャンブル依存症・ギャンブル障害回復プログラムなど 令和3年度：精神医学の基礎知識、摂食障害、思春期の発達とネット・ゲーム依存など <p>【福祉局発達障害者支援センター】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福祉業務に関わる職員研修における発達障害をテーマとした研修実施、イントラネットへの資料掲載

●人材育成の取り組み

提言	その他
ご意見	<ul style="list-style-type: none"> ○就学移行期に、本人を取り巻く環境に配慮できる専門性の高い支援者の配置 ○発達障害児者支援のプランを考えるコーディネーターの配置 ○親と一緒に動いてくれる支援者の配置 ○就学前検診への保健師の配置。医師のチェック項目を再考 ○発達障害者相談窓口の人員増 ○思春期相談事業「あっとらんど」の相談員の増 ○神戸市役所における発達障害者の採用
取組状況	<p>【教育委員会特別支援教育課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○発達障害児者支援のプランを考えるコーディネーターの配置 学校園には特別支援教育コーディネーターを置くことになっており、相談対応や支援体制構築の中心的役割を果たしている。関係機関等との連携が必要な場合には、スクールソーシャルワーカー（SSW）が各区に1名配置されており、その活用が考えられる。 <p>【福祉局障害者支援課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○発達障害児者支援のプランを考えるコーディネーターの配置 特定相談支援事業所、障害児相談支援事業所において、障害福祉サービス利用に関するプランを作成 ○親と一緒に動いてくれる支援者の配置 特定相談支援事業所、障害児相談支援事業所において、障害福祉サービス利用に関するプランを作成しており、サービス調整等を行うなかで、必要に応じ親族の動きをサポートしている。 <p>【福祉局発達障害者支援センター】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○発達障害児者支援のプランを考えるコーディネーターの配置 発達障害者支援においては、発達障害者相談窓口職員が担っている。また、各窓口には相談支援センターが併設されており、障害福祉サービス利用においての連携がしやすく、ハローワークや兵庫障害者職業センターから講師を迎え、就労に関する知識を高め、連携もとりやすいように、しごとサポートとの合同研修等を実施。（15歳以上の支援） ○発達障害者相談窓口の人員増 相談窓口の体制については、発達障害支援のニーズを的確に把握したうえで、必要な体制を検討 ○思春期相談事業「あっとらんど」の相談員の増 教育委員会、精神保健福祉センターなど思春期世代の関係機関の相談体制と連携しながら、発達障害者支援センターにおける適切な体制を検討 ○その他 ペアレントメンター事業を充実させるため、令和5年度より、親の会が参画する研修会・検討会を開催

●発達障害に対する理解の促進

提言	講演会や研修の実施、車内広告やICTなど広報媒体を通じた啓発
ご意見	○地下鉄など公共の場で、相談機関や発達についての理解を促すためのツールの掲示
取組状況	<p>【福祉局障害福祉課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障がい啓発ポスターの作成「あなたの見守りが支えになります、障がいからくる様々な行動があります」こころのバリアフリー浸透のため、神戸市交通局と福祉局による共同事業で民間公共交通事業者の協力のもと啓発ポスターを掲出 ・新デザインのヘルプマーク啓発ポスター・チラシを作成し、各区役所・支所や障害者相談支援センター、市営地下鉄・市バス、関係団体等に展開（令和5年度） ・障害理解促進に係る展示等の企画（令和3年度） 三宮さんちか夢広場にて、発達障害に関する啓発パネル展示のほか、チラシ（「発達障害を知ってください」および「発達障害者の相談窓口」）の配架を行った。 ・神戸新聞への啓発記事掲載（令和4年度） 神戸市・神戸新聞社が共同で、障害者週間の初日（12月3日）に、啓発を目的とした記事を掲載。「発達障害者相談窓口について（大学生への支援）」 西部相談窓口及び大学生支援事業（委託先：社会福祉法人すいせい）の取材 <p>【発達障害者支援センター】</p> <p>世界自閉症啓発デー（4/2）や発達障害週間（4/2から4/8）に合わせて、さんちか通路（アドウィンドー含む）や生涯学習センターにおいてパネルやポスターを展示 発達障害講演会を年2回開催（オンラインを活用したオンデマンド配信を導入） パートナーとのコミュニケーション講座を、発達障害者相談窓口を利用中の方だけではなく、支援に繋がっていない方も対象（広報紙こうべで募集）に拡大して実施（R6.2）</p>
提言	学校や職場で、発達障害児者それぞれに合った適切な環境調整がなされるよう、障害者差別解消法に定義された合理的配慮について正しく理解する機会や助言する機会の提供
取組状況	<p>【福祉局障害福祉課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・出前トーク「障害への理解～私たちにできる最初の一步～」のメニュー化及び実施 ・神戸商工会議所の情報誌への記事掲載 障害者差別解消法の周知に関する記事を掲載 ・障害者差別解消法に関する啓発ポスターを市立学校園に対して配布 <p>【福祉局発達障害者支援センター】</p> <p>オンライン配信による講演会（大阪医科薬科大学LDセンター顧問 竹田先生）において合理的配慮について説明。</p>
提言	発達障害児者に関わるすべての市の職員に対する啓発の充実
取組状況	<p>【福祉局障害福祉課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・神戸市職員対応要領の策定 神戸市ホームページ及びイントラネットに掲載するとともに、階層別研修にて職員対応要領の周知を行った。 <p>【福祉局発達障害者支援センター】</p> <p>全職員が閲覧する「人権シート」に発達障害を理解するための記事を掲載。</p>

神戸市療育ネットワーク会議について

1. 趣旨

障害のある子どもが身近な地域で必要な支援を受けるとともに、障害の有無に関わらずあらゆる子どもが共にすこやかに成長できる環境づくりを進めるため、障害児支援に関する全市的な課題を共有し、必要な支援策を協議し推進する場として、平成 29（2017）年度より「神戸市療育ネットワーク会議」を開催。

2. 会議の運営方法

○会議の実施目的・形態に応じて「施策検討会議」と「事業者連絡会」を開催。

(1) 施策検討会議

検討テーマに関わる学識経験者や民間事業者、市民代表等を委員として委嘱課題の共有や施策を検討（有識者会議）。

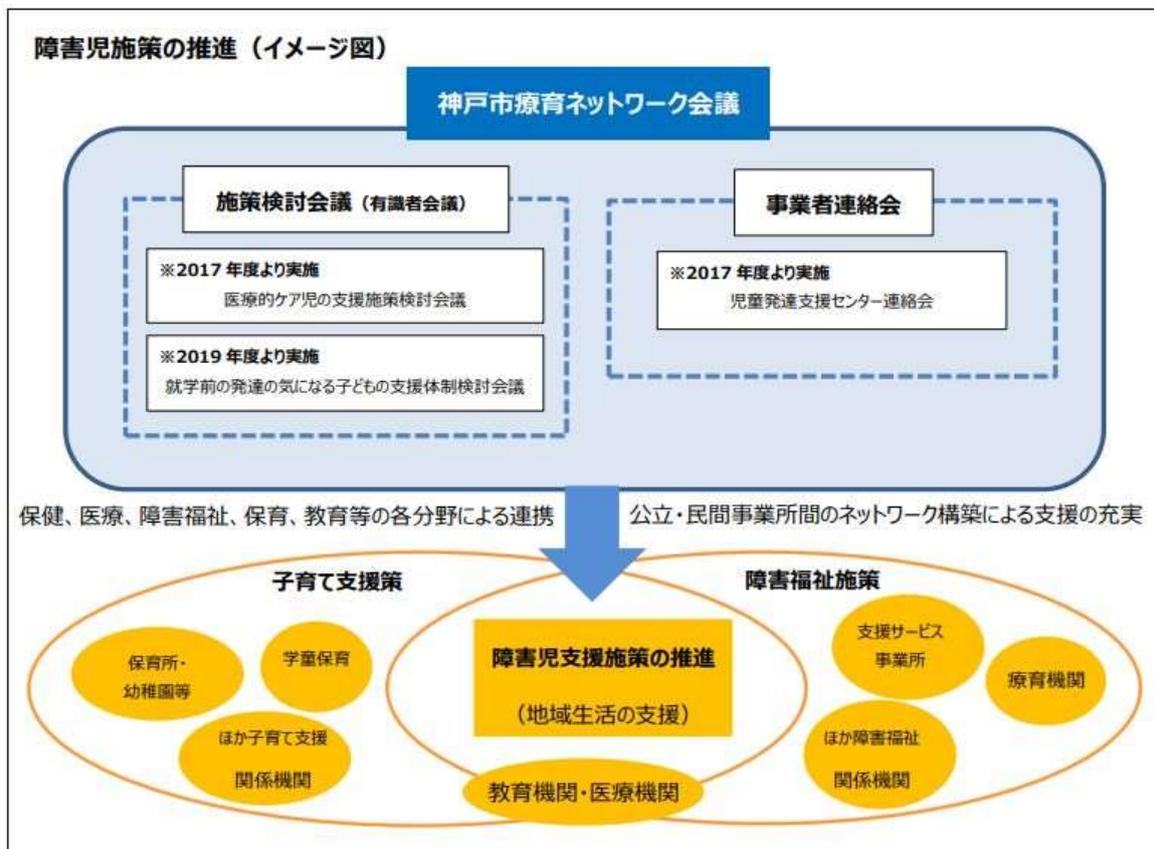
※会議の内容はホームページにて公開（下記 URL）

https://www.city.kobe.lg.jp/a86732/shise/committee/kodomokatekyoku/shuugakuma_e.html



(2) 事業者連絡会

障害児の支援サービス等を提供する事業者同士が集まり、支援に関する情報交換や連携事業の実施（研修等）を検討。



3. 就学前の発達の気になる子どもの支援体制検討会議

【趣旨】

本市では、就学前における障害児等の支援については、各区役所、こども家庭センター、療育センター、保育所・幼稚園等の他、通級指導教室、民間の児童発達支援事業所などが連携して重層的に実施している。

一方で、関係機関のそれぞれの役割分担や、障害の早期発見から支援までの流れが、市民及び支援者にとってわかりにくくなっていること等が課題となっている。

就学前の発達の気になる子ども(*)の支援にかかる現状の課題の整理やニーズの把握を行うとともに、関係機関及び行政担当者等による意見交換や情報共有を通じて、より良い支援体制について検討し、支援の充実を図る。

*「発達の気になる子ども」の考え方

日常生活や集団での活動において個別の発達支援を必要とする子ども（医師の診断の有無や障害者手帳の交付の有無を問わない）とする。

【検討課題】

- (1) 相談窓口
 - ① 整理・役割分担の明確化
 - ② 受付から相談までの待機期間の短縮
 - ③ 小学校入学へのつなぎ
- (2) 支援の充実
 - ① 支援する側にもされる側にも分かりやすい情報内容の整理
 - ② 行政機関だけでなく、医療機関と障害児相談支援事業所等とが連携して支援
- (3) 情報共有
 - ① 就学時の支援情報の提供
 - ② 支援情報の一元管理・システム化

【実施状況】

	実施日	議題
第1回	R2. 2. 13	検討課題、神戸市における発達の気になる子どもの支援体制、神戸市の乳幼児健診、就学前の発達支援体制検討にかかる実態調査
第2回	R2. 7. 28	神戸市の発達相談の現状、相談窓口の整理・役割分担の明確化
第3回	R2. 12. 17	こども家庭センター調査、こうべ学びの支援センター 神戸市の発達相談支援体制
第4回	R3. 3. 25	神戸市の発達の気になる子どもの相談支援体制（役割・機能の整理） 就学時のつなぎ・情報連携
第5回	R3. 7. 29	就学相談、就学先への情報共有
第6回	R3. 12. 16	神戸市の発達の気になる子どもの相談支援体制（市 HP「子どもの発達に関する相談」） 就学時のつなぎ・情報連携（就学相談、ネットワークプラン） サポートブック

第7回	R4. 11. 10	就学時のつなぎ・情報連携（特別支援教育相談センター、個別の就学相談を活用した情報の流れ） 神戸市の発達のご案内になる子どもの相談支援体制（相談支援機関の広報、支援の流れ）
第8回	R5. 3. 9	神戸市の発達のご案内になる子どもの相談支援体制（発達相談支援体制の充実、特別支援教育相談センターの状況） サポートブック（普及啓発、ネットワークプランとの連携）
第9回	R5. 7. 25	神戸市の発達のご案内になる子どもの相談支援体制（「こべっこ発達専門チーム」、就学相談、サポートブック） 次期神戸市障がい児福祉計画（当会議の意見提出）
第10回	R6. 3. 12	（予定）

【今年度の検討課題】

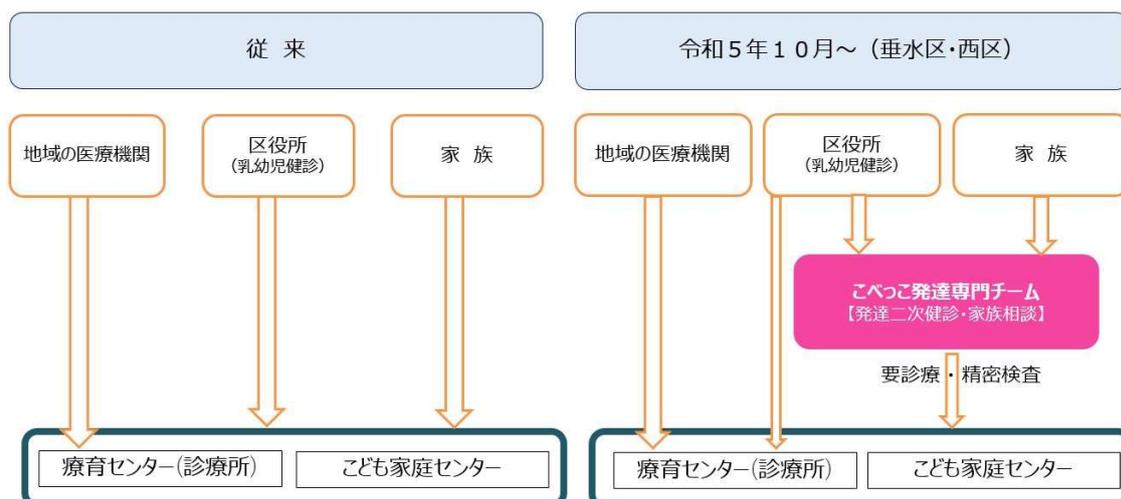
（1）神戸市の発達のご案内になる子どもの相談支援体制について

- 市の専門機関（こども家庭センター・療育センター）の待機期間短縮
⇒「こべっこ発達専門チーム」によるモデル事業の実施（参考）
- 就学時のつなぎ・情報連携
- サポートブック

（2）次期神戸市障がい福祉計画及び障がい児福祉計画について

- 次期障がい児福祉計画の策定に向けた当会議としての意見について、市障害者施策推進協議会へ提出

（参考）こべっこ発達専門チーム（イメージ）



4. 児童発達支援センター連絡会

【趣旨】

児童発達支援センターが、地域における障害児支援の中核施設としての役割を果たしていくため、公立・民間の各センターが連携・協力しながら人材育成や地域支援事業を行うことを目指し、必要な情報共有・意見交換を実施するとともに、各センター職員相互の資質向上を図る。

	事業所名 [運営法人]	所在区	
民間	しらゆりフレンドリークラブひがしなだ [(社福)白百合学園]	東灘区	
	児童発達支援センター六甲ふくろうの家[NPO法人 福祉ネット寿]	灘区	
	しらゆりフレンドリークラブ [(社福)白百合学園]	北区	
	児童発達支援センター おかば学園 [(社福)陽気会]	北区	
神戸市立	東部療育センター	ひまわり学園	東灘区
	総合療育センター	まるやま学園	長田区
		あけぼの学園	長田区
	西部療育センター	のぼら学園	垂水区
	障害者基幹相談支援センター[(社福)神戸聖隷福祉事業団]	兵庫区	

【実施状況】

	実施日	内容 (情報共有・意見交換)
第1回	H29. 8. 29	各センターの取組・連携、児童発達支援センターガイドライン
第2回	H30. 3. 15	児童発達支援センターの役割や支援課題 (研修)「児童発達支援事業・放課後等デイサービス巡回支援事業から見てきたこと」
第3回	H31. 1. 23	各児童発達支援センターの運営状況・地域支援事業 各区の自立支援協議会との連携状況
第4回	R3. 1. 22	神戸市の障害児支援の取り組み (グループ討議) 児童発達支援センターの地域支援
第5回	R4. 6. 7	神戸市の障害児支援の取り組み、児童福祉法一部改正 (R6. 4) 「児童発達支援センターの役割・機能の強化」 (研修)「子どもの観察のポイント」
第6回	R4. 12. 9	神戸市の障害児支援の取り組み (グループ討議) 保育所等訪問支援 児童発達支援センターと障害者相談支援センターの役割・機能
第7回	R5. 10. 13	児童発達支援センターの役割・機能の強化に向けて (研修)「児童発達支援事業・放課後等デイサービスへの支援を考える」 (意見交換) 神戸市地域障害児支援体制強化事業 (モデル事業)

児童福祉法等の一部を改正する法律案 (令和6年4月1日施行期日) における「児童発達支援センターの役割・機能の強化」を踏まえ、児童発達支援センターが、地域における障害児支援の中核的な支援機関として、地域の保育所や障害児通所支援事業所等に対し、専門的な知識や技術に基づく支援を行えるよう、センター間での情報共有及び人材育成のための研修等を実施。

神戸市地域障害児支援体制強化事業（モデル事業）

1. 事業目的

令和6年4月施行の児童福祉法改正により、「児童発達支援センター」については、地域の障害児支援に関する中核的役割を担う機関として明確化されることを受け、市内の児童発達支援センターの機能拡充を図ることで、地域における障害児支援体制を強化する。

2. 事業概要

（1）実施時期

令和5年10月～随時

（2）主な事業内容

児童発達支援センター（市内8か所）の機能強化のため、地域に向けた取組として、下記①～⑥の中から選択してモデル的に取り組む

- ① 研修の実施（児童発達支援・放課後等デイサービス事業所等向け）
- ② 情報交換会等の実施（児童発達支援・放課後等デイサービス事業所その他関係機関）
- ③ ケース検討会の実施
- ④ 児童発達支援・放課後等デイサービス事業所への訪問支援（フォロー巡回）
- ⑤ 地域住民むけのイベント等
- ⑥ 地域住民むけの相談支援等

※民間の児童発達支援センターについては運営法人への「委託」として実施。

【備考】

- ・ ②③の事業については、自立支援協議会（こども部会）等の場の活用も想定
- ・ ④の事業は、「巡回支援事業」で神戸市が訪問済みの事業所への訪問
- ・ ⑤の事業は、地域における児童発達支援センターの機能等について周知を図ることを目的として実施するもの
- ・ ⑥の事業は、児童発達支援の利用につながる前の段階の相談支援を想定

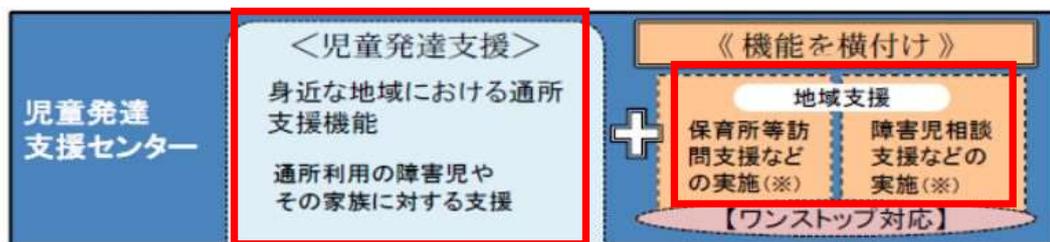
(参考)

「児童発達支援センター」について

◇ 平成 24 年度～児童福祉施設として創設（現在：市内 8 か所）

◇ 主な機能

- ・ 通所支援（児童発達支援）
- ・ 地域支援（地域の障害児やその家族への相談支援、他の施設等への援助・助言等）



◇これまで「地域支援」の部分は、必ずしも明確ではなかった。
(児童福祉法の条文に記載がなかった。)



令和 4 年成立改正児童福祉法（令和 6 年 4 月施行）
果たすべき「地域支援」の部分が中核的機能として条文に明記された。

これを受け、令和 5 年度より以下の取組が国庫補助事業の対象となっている。

- ・ 児童発達支援センターの職員の質の向上
- ・ 地域の事業所の支援技術の向上
- ・ 地域のインクルージョン推進のための事業
- ・ 発達に特性のあるこどもと家族のサポートの事業
- ・ 地域の支援事例検討・質の向上のための研修等事業

神戸市内の児童発達支援センター

施設		通所利用の定員
市立 (4か所)	神戸市立ひまわり学園 (東灘区本山南町 東部療育センター内)	42
	神戸市立まるやま学園 (長田区丸山町 総合療育センター内)	92
	神戸市立あけぼの学園 (長田区丸山町 総合療育センター内)	30
	神戸市立のぼら学園 (垂水区高丸 西部療育センター内)	72
民間 (4か所)	しらゆりフレンドリークラブ (北区大脇台)	12
	しらゆりフレンドリークラブひがしなだ (東灘区田中町)	10
	六甲ふくろうの家 (灘区一王山町)	20
	おかば学園 (北区有野中町)	20

障害児通所支援の分類

R6.1時点

分類	サービス等種別	事業所数	備考
通所	児童発達支援 児童発達支援センター	8箇所	主に就学前
	それ以外	186箇所	
	放課後等デイサービス	333箇所	小1～高3
	保育所等訪問支援	28箇所	～18歳
居宅訪問型児童発達支援	1箇所		

計画相談及び補助事業の状況について

1. 補助事業

(1) 事業実施の背景

- ・ 本市では、障害者やその家族の相談に応じて適切なサービス等利用計画の作成を行う「相談支援専門員」が不足しており、障害福祉サービス利用者のニーズに対して十分に対応できていない。
- ・ 相談支援専門員の人材不足を解消するため、令和2年度より相談支援事業所に対して「神戸市相談支援事業所人材確保支援費補助金」事業を実施しているが、さらなる人材確保策が必要である。
- ・ 特に障害児の計画相談支援導入率は、他都市と比べても低水準となっており、新たな取組みを進める必要がある。
- ・ 計画相談支援が利用者に十分に行き届くよう、令和5年度からの集中的取り組みにより人材確保及び体制強化を図る。

(2) 事業概要（令和5年4月1日から令和8年3月31日迄）

- ① 相談支援専門員の人材確保（109,000千円）（拡充）

従前の「神戸市相談支援事業所人材確保支援費補助金」事業の補助率を2分の1から4分の3へ変更し、補助上限額についても上限200万円から300万円（障害児については300万円から400万円）へ引き上げ、新たな相談支援専門員の人材確保を図る。
- ② 相談支援専門員定着促進にかかる支援金事業（10,800千円）（新規）

相談支援専門員として相談支援事業所に勤務した期間が通算して5年以内の者に対して、一月あたり9,000円の給付金を支給し、職員の相談支援事業への定着・キャリアアップを図る。
- ③ 障害児における計画相談支援の導入促進事業（8,000千円）（新規）

障害児が初めて計画相談支援を利用する場合、当該支援を実施した相談支援事業所に対して、1件あたり10,000円を支給し、計画相談支援の導入促進を図る。

(3) 令和5年度実績

(単位：件)

	令和 元年度末	令和 2年度末	令和 3年度末	令和 4年度末	令和5年 (12月末)
人材確保補助（件）	-	5	9	19	21
新規申請（件）	-	5	5	12	6
継続申請（件）	-	-	4	7	15
定着支援補助（件）	-	-	-	-	47
障害児相談補助（件）	-	-	-	-	41

2. 相談支援専門員数および事業所数

	令和 元年度末	令和 2年度末	令和 3年度末	令和 4年度末	令和5年 (12月末)
相談支援専門員数 (人)	142	146 (+4)	146 (±0)	167 (+21)	171 (+4)
事業所数（件）	69	78 (+9)	79 (+1)	84 (+5)	97 (+13)

3. 計画相談導入率

	令和 元年度末	令和 2年度末	令和 3年度末	令和 4年度末	令和5年 (12月末)	
障害者	サービス 受給者（件）	14,019	14,532 (+513)	15,170 (+638)	16,041 (+871)	16,828 (+787)
	計画相談 利用者数（件）	6,332	6,704 (+372)	7,185 (+481)	7,687 (+502)	8,247 (+560)
	計画相談率 （%）	45.2	46.1 (+0.9)	47.4 (+1.3)	47.9 (+0.5)	49.0 (+1.1)
障害児	サービス 受給者（件）	5,387	5,858 (+471)	6,426 (+568)	7,148 (+722)	7,797 (+649)
	計画相談 利用者数（件）	613	657 (+44)	718 (+61)	776 (+58)	867 (+91)
	計画相談率 （%）	11.4	11.2 (△0.2)	11.2 (±0)	10.9 (△0.3)	11.1 (+0.2)

神戸市における様々な学びの場

～令和5年度 神戸市就学相談のHP 動画より抜粋～

通常の学級

1. 学習について

- 1年生は35人学級です。
- 学習指導要領に基づき、教科等の指導を行います。
教科や単元ごとに評価規準が決められています。
- 45分で1時間、行間の休み時間は5分から10分です。
- 検定教科書を使用します。
- 必要に応じて通級指導教室を利用することができます。

●小学校での学習の基本的なこと

小学校の1年生は35人学級です。35人までで、一人の先生ということになります。

また、小学校の学習指導要領に基づいて、教科等の指導を行います。教科や単元ごとに評価規準が決められています。

多くの子供たちで意見交換しながら学習をすすめ、各教科等の力を身につけていきます。

授業は45分で1時間、授業の間の休み時間は5分から10分です。

全員が検定教科書を使用します。

必要に応じて、【通級指導教室】を利用することができます。

2. 通級指導教室について

①拠点校通級指導教室

- ・きこえとことばの教室
- ・そだちところの教室

②自校通級指導教室



【通級指導教室について】

神戸市では、自校通級指導教室と拠点校通級指導教室があります。その違いについては、まず、設置されている場所の違いです。

自校通級指導教室はお子様を通う小学校の中にあります。設置のある学校とない学校とがあります。通級による指導の時間にだけ、その教室で指導を受けます。通われる小学校に自校通級指導教室がある場合は、自校通級指導教室を利用します。

拠点校通級指導教室は、他校の小学校等に設置された教室に通い、指導を受けます。そのため、保護者の送り迎えが必要です。自校通級指導教室のない小学校等の児童生徒が利用します。

拠点校通級指導教室には、「きこえとことばの教室」と「そだちところの教室」があります。

●通級の対象となる障害について

スライドの図のとおり、自校通級指導教室でも、拠点校通級指導教室でも、発達障害と情緒障害についての指導を行っています。

ただし、難聴と言語障害については、「きこえとことばの教室」で行っています。

自校通級指導教室がある小学校でも、難聴と言語障害についての指導が必要な場合は、近隣の「きこえとことばの教室」を利用します。

特別支援学級

1. 障害種別について

知的障害学級

自閉症・情緒障害学級

肢体不自由学級

難聴学級

病弱・身体虚弱学級

1学級8人=担任1名

担任者研修等で学んでいく
教員が担当します。

※種別で迷われる場合、主たる障害をどうするか、
教育課程はどうするか、などを学校と相談しましょう。

●学級の種別について

特別支援学級には知的障害学級、自閉症・情緒障害学級、肢体不自由学級、難聴学級、病弱・身体虚弱学級があります。

どの種別の学級がふさわしいかは、学校と相談することになります。

どの種別の学級も、8名まで担任は1名で、担任者研修等を受けながら学んでいく教員が担当します。

3. 交流及び共同学習について

- 特別支援学級の児童生徒が、交流学級の授業に参加します。
- 参加する授業や時間数は、学校が編成する教育課程をもとにして決めます。
- 交流学級で受ける授業に、どのような目標で参加するかを学校と共通理解しましょう。
- 必ず教員が付き添えるとは限りません。



●交流及び共同学習について

特別支援学級の児童が通常の学級の授業に参加することを、交流及び共同学習といいます。

学校では、短くして「交流」ということが多いです。

交流する学級のことを「交流学級」と言うこともあります。

交流として参加する授業や時間数は、学校が編成する教育課程をもとにして決めます。

交流学級で受ける授業に、どのような目標で参加するかを学校と共通理解しましょう。

交流では、必ず教員が付き添えるとは限りません。

特別支援学校

1. 部門について

視覚障害部門	市立盲、県立視覚
聴覚障害部門	県立神戸聴覚
知的障害部門	灘さくら、友生、青陽須磨、いぶき明生、青陽灘高等、 県立神戸、県立芦屋、県立のじぎく
肢体不自由部門	灘さくら、友生、青陽須磨、いぶき明生、 県立神戸、県立のじぎく
病弱部門	友生支援学校みなど分教室

※部門で迷われる場合は、入学までに見学会や説明会、入学相談会で学校と相談しましょう

●特別支援学校の部門について

視覚障害部門のある学校は、市立盲学校、兵庫県立視覚特別支援学校です。
聴覚障害部門のある学校は、兵庫県立神戸聴覚特別支援学校です。

知的障害部門のある学校は、灘さくら支援学校、友生支援学校、青陽須磨支援学校、いぶき明生支援学校、青陽灘高等支援学校です。青陽灘高等支援学校は、高等部だけの学校です。

また、兵庫県立神戸特別支援学校、兵庫県立芦屋特別支援学校、兵庫県立のじぎく特別支援学校も知的部門があります。

肢体不自由部門のある学校は、灘さくら支援学校、友生支援学校、青陽須磨支援学校、いぶき明生支援学校、兵庫県立神戸特別支援学校、兵庫県立のじぎく特別支援学校です。

病弱部門は、友生支援学校みなど分教室です。

お子様がどの部門に該当するか迷われる場合は、入学までに見学会や説明会、入学相談会で学校と相談しましょう。

3. 特別な教育課程について

特別支援学校の教育課程

自立活動

各教科等

合わせた指導

1学級6人(または3人) = 担任1名

他に、学校には支援専門員等、専門性のある多職種の職員がいます。

本人の成長に合わせ、教科用図書を決めます。一般図書や☆印本と違って、内容を分かりやすくしたものや図鑑や絵本などが教科用図書として認められています。



●特別支援学校の教育課程について

例えば、知的障害部門のある特別支援学校の対象は、学校教育法において「他人との意思疎通が困難で、日常生活を営むのに頻繁に援助を必要とする程度のもの」となっています。

そのため、特別支援学校には、特別支援学校の教育課程があります。

小学校の教育課程とは各教科の内容も違います。

また、自立活動という学習があること、合わせた指導という形態での授業があることなどが、大きな違いです。

また、特別支援学校では、児童6人または3人に担任が1名配置されます。

学級担任のほかに、支援専門員など、特別支援教育の専門性のある多職種の職員がいます。

教科用図書は、本人の成長に合わせて決めます。

一般図書や☆印本と違って、内容を分かりやすくしたものや図鑑や絵本などが教科用図書として認められています。

5. 交流及び共同学習について

(1) 地域校交流のねらい

特別支援学校の児童生徒と小・中学校の児童生徒が、さまざまな活動を共にすることを通して、友情関係を築くとともに障害に対して正しく理解できる機会をつくる。



●交流及び共同学習について

これは、「地域校交流」という呼び名で、特別支援学校に入学後、地域の学校と交流を行うことを言います。

令和5年度より、入学した新小1、新中1の児童生徒については、地域の小中学校に「副籍」を置くという仕組みになっています。

特別支援学校の児童生徒と小・中学校の児童生徒が、さまざまな活動を共にすることを通して、友情関係を築くとともに障害に対して正しく理解できる機会をつくることを目的としています。

学びの場についてのさらに詳しい情報は、神戸市のHPの動画をご覧ください。また、神戸市特別支援教育相談センターでは、特別な支援が必要な子供たちにとってふさわしい学びの場について相談を行っています。もっと詳しい情報が知りたかったり、就学に関して迷われていたりする保護者様がおられるときは、特別支援教育相談センターをご紹介します。

就学先が決定するまでの流れ（目安）



特別支援教育相談センター「個別の就学相談」

令和5年度障がい理解の促進にかかる取り組みについて

障害者週間やふれあいのまち KOBE・愛の輪運動、各区の自立支援協議会が開催する講演会やイベントなどを通じて、障害や障害のある人についてより理解を深められるよう啓発を行っている。

①神戸新聞（全県版）への啓発記事掲載（発行予定部数：392,151部）

神戸市・神戸新聞社が共同で、障害者週間の初日（12月3日）に、啓発を目的とした記事を掲載。

・「合理的配慮」事業者義務付けへ～誰もが暮らしやすい街に～

障害者差別解消法における合理的配慮の提供について、神戸市における事業者周知への取り組みや相談窓口の紹介

②「心の輪を広げる体験作文」「障害者週間のポスター」の募集、表彰

内閣府、都道府県、政令市の共催事業。「障害者週間のポスター」および障害のある人とない人との交流体験等をテーマにした「心の輪を広げる体験作文」を全国的に募集し、優秀な作品を表彰し、障害者理解促進のために使用する。また、市社会福祉協議会が愛の輪運動の一環として行っている「愛の輪ポスター・福祉体験作文募集事業」との連携を行い、参加者を広げて障害者理解の促進を図っている。

※応募実績

- ・愛の輪ポスター・障害者週間のポスター 615点
- ・福祉体験作文 544点
- ・心の輪を広げる体験作文 59点

③障がいサポーター養成講座の実施

福祉の心をはぐくみ、ボランティア活動などの実践につなげ、「ともに生きる」地域社会づくりを目指す、愛の輪運動と連携し、困っている障害者を見かけたときに、すすんで声かけをしたり、ちょっとした手助けができる障がいサポーターの養成講座を実施。

（市社会福祉協議会との連携により実施）

※障がいサポーター養成講座開催実績

令和5年度 19団体 1,212名参加（令和5年12月末現在）

④障害理解促進に係る展示等の企画

- ・コミスタこうべ（5月23日～6月30日）

コミスタこうべの4階展示スペースにて、障害者差別解消法、愛の輪ポスター・障害者週間のポスター・心の輪を広げる体験作文 入選作品、ほじょ犬に関するポスターを展示。

- ・みなと神戸ギャラリー（7月21日～8月30日）

みなと銀行本店の「みなと神戸ギャラリー」にて、ヘルプマーク、ふれあい工房のポスターを展示。

- ・こうべ福祉・健康フェア（10月1日）

しあわせの村にて障害者差別解消法・ヘルプマーク・ヘルプカード、ほじょ犬等に関するパネルを展示。あわせて、手話動画を展示。

- ・さんちかアドウィンドー（市役所地下道）展示（12月1日～1月5日）

障害者差別相談窓口、障害理解のポスター、障害者週間のポスター・心の輪を広げる体験作文入選作品、ヘルプマーク・ヘルプカード、神戸ふれあい工房に関するパネル等を展示。

⑤市民・事業者などに向けた研修

- ・出前トークの実施（「障害への理解～私たちにできる最初の一步～」）
市の職員が地域に出向いて市政を分かりやすく伝え、意見を聞かせていただく。令和5年度はスーパーマーケットなどの民間事業者へも実施。
- ・神戸商工だより（神戸商工会議所情報誌）への掲載
「障害者差別解消法について」・「ほじょ犬について」・「ヘルプマークについて」・
「障がい者の就労や生活を支援」 ※メールマガジンでも掲載

⑥市職員に対する通知・研修等の実施

- ・階層別職員研修（課長・係長・4級昇任時）
- ・障害福祉部門新任職員研修 4月
- ・職員人権シート研修 8月
- ・公共建築物の改修等に必要なバリアフリー対応研修 12月

⑦ヘルプマーク・ヘルプカードの配布、周知啓発

平成30年3月より配布開始。

現在、各区役所・支所保健福祉課、神戸市営地下鉄 各駅（西神・山手線、海岸線）、市バス・地下鉄お客様サービスコーナー、神戸市総合インフォメーションセンター、障害者相談支援センター、障害者地域生活支援拠点、市民病院（中央市民病院、アイセンター病院、西市民病院、西神戸医療センター）にて配布している。※市民病院は令和4年7月から配布開始。ヘルプカードについては、令和3年7月に災害時の緊急避難場所を記載できるよう改訂した。

・配布実績

ヘルプマーク 42,752 個、ヘルプカード 40,695 枚配付（令和5年11月末現在）

・新デザインのヘルプマーク啓発ポスター・チラシを作成し、各区役所・支所や障害者相談支援センター、市営地下鉄・市バス、関係団体等に展開（令和5年5月）



気づいてくださいヘルプのサイン
ヘルプマークは見た目からなくても配慮を必要としている方ですが、
そのことを周囲に知らせるためマークです。
このマークを身につけたら、思いやりある行動や見守りをお願いします。

ヘルプマークを配布しています
神戸市役所 市民生活部 障がい者支援課 神戸市営地下鉄 西神・山手線 海岸線 各駅 西神戸医療センター 神戸市総合インフォメーションセンター 神戸市総合障害者相談支援センター
神戸市総合インフォメーションセンター 障がい者相談 障がい者就業支援センター 障がい者就業支援センター 障がい者就業支援センター 障がい者就業支援センター 障がい者就業支援センター
神戸市総合障害者相談支援センター 障がい者就業支援センター 障がい者就業支援センター 障がい者就業支援センター 障がい者就業支援センター
障がい者就業支援センター 障がい者就業支援センター 障がい者就業支援センター 障がい者就業支援センター 障がい者就業支援センター
障がい者就業支援センター 障がい者就業支援センター 障がい者就業支援センター 障がい者就業支援センター 障がい者就業支援センター

〒650-8585 神戸市東灘区東灘2-1-1 神戸市役所 市民生活部 障がい者支援課 TEL:078-851-3333 FAX:078-851-3334 障がい者就業支援センター TEL:078-851-3335

⑧啓発ポスターの掲出

- ・障がい啓発ポスターの作成

「あなたの見守りが支えになります～障がいからくる様々な行動があります～」

「ひとりひとりの思いやり大きな安心につながります～障がいからくる様々な行動があります～」

→令和3年2月よりこころのバリアフリー浸透のため、神戸市交通局と福祉局による共同事業で民間公共交通事業者の協力のもと啓発ポスターを掲載。令和4年度からは医療機関（病院・診療所・薬局等）でも同様の啓発ポスターを掲載。



公共交通機関での掲出



医療機関での掲出

⑨各種イベント

- ・ひょうご福祉事業所フェスティバルの開催

県内の社会福祉法人や、NPO 法人が運営する就労継続支援事業所等が物販等を行うなかで、障害理解促進のための各種ポスターの展示等を実施。

- ・車いす街歩きイベントの実施（あいおいニッセイ同和損害保険株式会社・一般社団法人 WheelLog 主催、神戸市後援）

8月に三宮センター街周辺にて、健常者も参加可能な車いすでの街巡り体験イベントを開催。街巡り後は、チームごとに車いすユーザーが利用できるスポットなどを掲載している WheelLog!アプリへバリアフリー情報を登録。

神戸市発達障害児（者）支援地域協議会意見

【会議の概要】

- 発達障害者支援法の一部を改正する法律（平成二十八年法律第六十四号）十九条の二に規定された、都道府県・政令指定都市において設置することができることとされた協議会。
- 地域における発達障害のある人の課題について情報共有を図るとともに、支援体制の整備状況や発達障害者支援センターの活動状況などについて検証し、地域の実情に応じた体制整備について協議を行う。
- 発達障害児者支援にかかる具体的な課題を抽出し、「神戸市における発達障害児者支援の取り組みについての提言書（令和3年3月）」をまとめた。

【次期計画策定に向けての課題と方向性および意見】

- ・現行の計画（第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画）策定時に本協議会から提出した意見について、課題とする大項目を、令和3年3月にまとめられた提言書の5つの柱に整理。
- ・整理した5つの柱に沿って、令和3年度からの取り組み実績などの経過を踏まえ、その間に新たに顕在化してきた課題と目指すべき方向性について、委員意見を聴取し、内容を改定する。（次頁以降）

（令和2年度・前回意見）

- 1 幼児から就学前・就学後の時期における切れ目ない支援
- 2 医療の立場からの連携先
- 3 就労してからの支援、生活の支援
- 4 思春期世代の支援
- 5 支援機関の質の向上



※項目整理（令和3年3月の提言項目へ）

（令和5年度・今回意見）

- 1 発達障害児者支援の連携の強化による切れ目のない支援の実施
- 2 個人に関する情報を関係機関が共有するための仕組みづくり
- 3 支援に関する情報を市民及び関係機関に提供するための仕組みづくり
- 4 人材育成の取り組み
- 5 発達障害に対する理解の促進

1. 発達障害児者支援の連携の強化による切れ目のない支援

課題と方向性	意見および提案
<ul style="list-style-type: none"> ・問題やニーズの多様化、複雑化に対応可能な支援機関の連携強化 	<ul style="list-style-type: none"> ・支援機関がそれぞれの専門性を活かしたネットワークを構築し、支援の向上に努める ・関係機関による具体的な解決方法を検討する機会を設け、支援の充実と連携強化を図る ・学校のコーディネーターを専任にし、医療機関と連携のとれるシステムが必要 ・健診段階から子どもの発達レベルだけでなく、家庭そのものの状況や必要な支援について、家族をフォローする体制が必要 ・早期から強度行動障害のリスクを把握し、地域での受け皿の整備を含め支援するための施策を検討すること。また、支援機関と医療機関が連携するための仕組みが必要 ・身近な地域での支援に繋げていくための仕組みづくりが必要
<ul style="list-style-type: none"> ・計画相談の利用促進、サービスの連携 	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者（児）のサービス等利用計画作成にあたっては、適切な支援が行われるよう、保護者のみで作成するセルフプラン率が下がらない要因を解明し対策をとること。また、計画相談のメリットを理解してもらうための取り組みが必要
<ul style="list-style-type: none"> ・療育センターやこども家庭センターにおける待機期間の長期化解消 	<ul style="list-style-type: none"> ・待機期間の長期化を解消するため、他都市の対策も参考にしながら、早急な実施が必要
<ul style="list-style-type: none"> ・思春期世代の支援強化 	<ul style="list-style-type: none"> ・家族との関係改善が本人の生きやすさにつながることから、思春期世代の親を対象としたペアレント・トレーニングを取り入れる
<ul style="list-style-type: none"> ・就労後に向けた支援の継続 	<ul style="list-style-type: none"> ・就労後につまづかないために、高校や大学、専門学校等の在学中における修学支援や卒業後に向けた情報提供、支援機関の連携強化が必要
<ul style="list-style-type: none"> ・グレーゾーンの方への支援強化 	<ul style="list-style-type: none"> ・診断がついていない場合でも利用できるサービスや相談機関の明示、継続的に関わってくれる居場所や専門機関の整備など、不安を抱える方に安心感を与える個人に寄り添う仕組みが必要
<ul style="list-style-type: none"> ・災害時支援の充実 	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時の支援として、発達障害児者には、その特性によっては、一般の避難所での生活が難しい場合もあるので、必要に応じて、福祉避難スペースや福祉避難所で受け入れるとともに、その受け皿を増やす取り組みが必要。一般避難所の担当者が発達障害の特性やその対応に十分な知識を持つ必要もある。

2. 個人に関する情報を関係機関が共有するための仕組みづくり

課題と方向性	意見および提案
<ul style="list-style-type: none"> 各関係機関が把握する情報の相互共有 	<ul style="list-style-type: none"> 医療機関を含む各関係機関で把握している情報と、連携先が必要としている情報を明確にし、個人情報に留意しながら、必要な情報を共有する仕組みを検討する 本人に関わる検査成績・結果などのデータについて、ICTの導入を含め、本人や保護者が、必要な時に必要な情報を取り出せる仕組みを検討する 保育所や幼稚園、小学校等における本人についての支援情報を共有・連携し、学童保育においても適切な対応を実施する サポートブックとネットワークプランの周知を計り、両者の相違点をふまえた上で様式の見直しや情報連携の仕組みを検討する

3. 支援に関する情報を市民及び関係機関に提供するための仕組みづくり

課題と方向性	意見および提案
<ul style="list-style-type: none"> 医療機関や支援機関それぞれからの連携先の明確化 啓発事業の実施による支援機関の周知促進 地域ブロックごとでの関係機関や団体によるネットワークの強化と情報共有 	<ul style="list-style-type: none"> 発達障害者支援センターは、ネットワークを生かし、様々な支援の取り組みについて常に内容を把握し、発信していきけるよう、情報を集約する仕組みを構築する 集約した情報については、医療機関、市民、支援機関など、提供先別に、インターネットや紙媒体を併用しながら、きめ細かに提供し、確実に受け止められる仕組みを構築する 発達障害の特性を抱えたパートナー・家族への理解、悩みを相談、共有できるような啓発事業を実施し、支援機関（相談窓口）の周知促進を図ること 区自立支援協議会等を活用し、児童発達支援事業所や放課後等デイサービス、障害者相談支援センター、発達障害者相談窓口、親の会などの関係機関・団体との情報交換や情報共有する仕組みの活性化を図り、ネットワーク強化に努めること

4. 人材育成の取り組み

課題と方向性	意見および提案（案）
<ul style="list-style-type: none"> 支援機関の質の向上 	<ul style="list-style-type: none"> 支援機関の職員について、必要な研修や啓発、巡回指導等を適時に行い、さらに研修を受講した者が、広く地域の支援者に対し、スーパーバイズできるような研修体系としていく 関係機関における支援者が、支援者間で自発的に意見交換して好事例や改善内容を共有し、相互にレベルアップできる機会を提供する 発達障害児者の支援に関わる職員について、研修やトレーニングなどを通じ、発達障害についての最新の知識・情報を提供する。

<ul style="list-style-type: none"> ・ 家族の不安解消、支援強化のための支援者育成 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 総合的な知識を備えた職員の育成に力を入れるとともに、その職員が配置されている支援機関を市民に分かりやすく「見える化」する。 ・ 親の会を中心としたペアレントメンターの養成と活動支援についての検討を行い、家族が不安や悩みを共有できる場づくりを行う。
---	--

5. 発達障害に対する理解の促進

課題と方向性	意見および提案
<ul style="list-style-type: none"> ・ 民間事業所等に対する合理的配慮義務の啓発 ・ 市民理解の一層の促進 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校や職場で、発達障害児者それぞれに合った適切な環境調整がなされるよう、障害者差別解消法に定義された合理的配慮について正しく理解する機会や助言する機会を提供する。 ・ 発達障害児者に関わるすべての市の職員に対する啓発を充実させ、職員自らが地域や職場の理解を進める。

ここならチャットKOBE

サービスの申し込み方がわからない

子どもがいうことを聞かなくて困る

相談したいけど、窓口の時間が合わない

子育てサービスが多すぎて、よくわからない

このサービス、私も利用できるのかな？

物価が上がって生活がしんどい

こんなことで
困っていませんか？



自分から探さなくても、生活に必要な情報が届くといいのに

ここならチャットでできること 1



役立ち情報が LINEで届く

子育てに役立つ地域の情報、利用できるサービスのご案内などがLINEで届きます。

ここならチャットでできること 2



いつでも気軽に 問い合わせ

うまく言葉にならなくても大丈夫です。誰にも知られずお話しいただけます。

神戸市にお住まいの
子育て中の方が対象

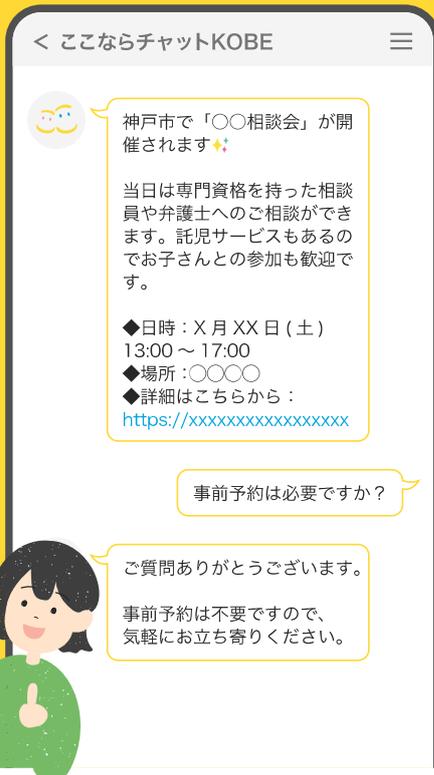
メッセージは
24時間
受け付けています

※土日祝を含む
※平日9時～18時にお返事いたします

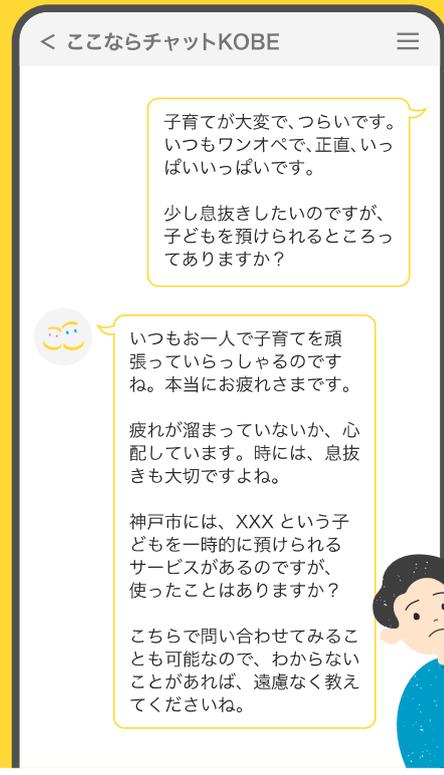
無料で
ご利用いただけます

専門資格をもった
経験豊富なスタッフが
お返事いたします

役立ち情報のイメージ



相談のやりとりイメージ



経験豊富なスタッフがお答えします

暮らしにまつわるサービスや子育てに詳しい、専門資格を持ったスタッフがお返事します。お気軽に話しかけてください。

LINE友だち追加



ご利用の流れ



お問い合わせ先

神戸市のホームページよりお問い合わせください。



こども達のために、日本を変える

当事業は神戸市から委託を受け、認定NPO法人フローレンスが運営しています。